

## 【用語】

吾妻郡布施新田—利根郡新治村 新田町—新田開発によつて

できた町場 欠落—田畠・家屋敷を捨て逃亡すること 負物—負債・債務をいう 故免—刑罰を許すこと 切起—新たに耕地を開発することと 在付—その場所に住まわせること

【解説】天正十八年（一五九〇）沼田藩の初代城主となつた真田信幸は、元和二年（一六一六）信濃国上田城（長野県上田市）へ移るまでの二六年間、戦国の争乱で荒廃した領内を復興するため、検地、城下町の整備、町割、新田開発など、さまざまな施策を実行した。このうち新田開発は、慶長五年（一六〇〇）に大原新田（利根村）の町立てを行つてゐるが、同十三年十二月には新たに布施新田の町立てを三人の者に命じた。

この文書は真田信幸の朱印状であり、内容は新田開発を行う者には種々の負担や労役を三年間免除すること、三年以前に離村していた者が戻ってきた場合は借金等を帳消しにすること、開発にあたつては誰の土地であつても許可するなど、新たな開発者や転入者に特別の保護を加えていることがわかる。こうして誕生した布施新田は、その後、三国街道の宿場として発展するが、開発当初の目的は、戦国から江戸時代初期の戦乱で離村していた農民の引き戻しとともに、真田氏の伝馬制度の整備にあつたと考えられている。なお、この布施新田は寛文八年（一六六八）の「上野国郷帳」では布施町と記され、村高は二八九石余であつた。